

二 戸 市 障 が い 者 計 画

～障がいのある人もない人も

地域の中で支え合うまちづくりを目指して～

計画期間 令和 6 年度～令和 11 年度

岩手県二戸市

目 次

第1章 総 論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の基本目標	2
4 計画の性格	3
5 計画の期間	3
6 計画の内容	3

第2章 各 論

第1節 障がい者の現状等

1 地域の概要	4
2 障がい者の状況	4～13

第2節 施策の展開

〈施策の展開にあたって〉	14～15
1 啓発・広報	16～18
2 生活支援	19～23
3 生活環境	24～25
4 教育・育成	26
5 雇用・就業	27～28
6 保健・医療	29～30
7 情報・コミュニケーション	31～34
8 障がい保健福祉に関する行政等の体制	35

第3節 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

1 計画の概要	36～37
2 計画の基本的な考え方	38～40
3 成果目標の設定	41～46
4 障がい福祉サービス等の見込み	47～54
5 地域生活支援事業の見込み	55～58
6 計画の推進体制	59

資料

1 二戸市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	60
2 二戸市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	61
3 地域（二戸広域圏）の障がい福祉サービス事業所設置状況	62

第1章 総論

第1節 計画の概要

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に従来の支援費制度から「障害者自立支援法」が施行され、障がい者施設や事業を再編成し、障がいの種別に関わらず、一元的に提供される仕組みに改められ、平成25年4月には「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）として施行。同年の6月には、新たに難病患者が、障がい者福祉の対象者となり、障がい福祉サービスの範囲や支援の拡充が図られました。

さらに、平成28年6月には、障害者総合支援法と児童福祉法が一部改正され、障がいのある児童へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、新たに「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられたほか、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るため、「自立生活援助、就労定着支援の追加」などが示されました。

地域住民による支え合いと公的支援が連動することで、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、二戸市における地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを構築するため、計画の見直しを行ったものです。

2 計画の基本理念

障がいのある人もない人も

地域の中で支え合うまちづくりを目指して

障がい者が一個人として尊重されること、また、障がいの有無に関わらずお互いが社会の構成員として包み支え合い、障がい者が適切な支援を受けながら、幸福を実感できる社会の実現に向けて取り組む、いわゆる「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を基本理念とします。

3 計画の基本目標

(1) 地域で支え合う障がい者の支援体制づくり

すべての市民が障がいに対する理解を深め、障がい者の自立への努力を尊重し、地域で助け合い、支え合うことで、障がい者福祉の増進と浸透が図られるよう、当事者、住民、家族（保護者）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等との連携のもと、協働・連携を重視した支援体制づくりに努めます。

(2) 障がいの早期発見とその支援

障がいの疑いのある子どもたちがいきいきと個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくため、健康診査や健康相談を一層充実し、障がいの早期発見に努めます。

また、発達障がいを持つ人については、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応する支援を行うため、関係機関と連携し、保護者の理解を得ながら個人の発達障がいに応じた支援に努めます。

(3) 在宅福祉の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」の整備が求められていることから、必要な機能の整備・充実を図ります。また、総合福祉センターや基幹相談支援センターを総合的な相談窓口とし、障がい者への情報提供に努めるとともに、一人ひとりの生活状況にあった福祉サービスの選択ができるよう相談支援体制の充実に努めます。

(4) 生きがいと社会参加への支援

住みなれた地域で自立し、安定した生活を送るため、障がい者のニーズ、障がいの支援状況等を十分に踏まえ、日常生活の改善や社会的自立の向上を図ります。また、能力に応じた就労の機会が得られるよう、障がい者雇用の奨励と啓発に努めます。

4 計画の性格

「障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的の計画とし、障がい者計画の中に盛り込まれる障害者総合支援法第 88 条に基づく「障がい福祉計画」や児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障がい児福祉計画」は 3 年を 1 期と定める障がい福祉サービス等の確保に関する計画とします。

5 計画の期間

『二戸市障がい者計画』	令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）
-------------	------------------------

現計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間に計画期間とします。なお、国の法制度の改正等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

6 計画の内容

本計画は、障がいのある人の自立した生活と社会参加を促進するため、次の 8 分野を設定し、それぞれの分野における現状と課題を整理し、それを踏まえた施策の方向と目標等を示すものとします。

- (1) 啓発・広報
- (2) 生活支援
- (3) 生活環境
- (4) 教育・育成
- (5) 雇用・就業
- (6) 保健・医療
- (7) 情報・コミュニケーション
- (8) 障がい保健福祉に関する行政等の体制

○『二戸市障がい福祉計画』・『二戸市障がい児福祉計画』

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、障がい者計画に掲げる「生活支援」の事項中、障がい福祉サービスに関する 3 年間の実施計画的な位置づけとして策定しております。計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

第2章 各 論

第1節 障 が い 者 の 現 状 等

第2節 施 策 の 展 開

第3節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第2章 各 論

第1節 障がい者の現状等

1 地域の概要

(1) 二戸市の人口構造

人口は、前計画策定時の平成30年3月末現在で27,292人でしたが、令和5年3月末現在では24,829人となり、減少を続けています。

○3年間の人口の推移（各年度3月末）（単位：人）

	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計
令和2年度	3,156	12,941	9,813	25,910
令和3年度	3,022	12,567	9,781	25,370
令和4年度	2,882	12,245	9,702	24,829

（注）人口は住民基本台帳の計による。

2 障がい者の状況

(1) 障がい者の数等

○3年間の障害者手帳等所持者数（各年度3月末）（単位：人）

年 度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
令和2年度	1,147	286	233
令和3年度	1,178	277	217
令和4年度	1,169	274	263

※精神障害者保健福祉手帳は、2年ごと更新の手続きが必要となります。

・身体障害者手帳保持者は、増加傾向。心臓やじん臓などの内部障害による手帳取得が増えています。

・療育手帳保持者は、過去3年間の傾向としては減少傾向にあります。大人になってから取得する人もいます。

・精神障害者保健福祉手帳の保持者は、増加傾向となっています。

高次脳機能障がい者（児）や発達障がい者（児）の方の認定や、一般就労の求職の際、職場で配慮頂くために手帳取得する人が増えているようです。

① 身体障がい者の状況

令和４年度末の身体障害者手帳所持者数は１,１６９人で、平成２８年度からの６年間で６４人減少しています。市の総人口に占める比率は、令和５年３月末では４.７％となっています。

○身体障害者手帳所持者の等級別状況（各年度３月末現在）（単位：人、％）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
平成 28 年度	481	190	182	232	74	74	1,233
令和 4 年度	439	164	198	230	67	71	1,169
増 加 率	△8.7	△13.7	8.8	△0.9	△9.5	△4.1	△5.2

○身体障害者手帳所持者の障がい別状況（各年度３月末現在）（単位：人、％）

区 分	視覚障害	聴覚平衡障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 28 年度	84	84	14	696	355	1,233
令和 4 年度	93	79	10	585	402	1,169
増 減 率	10.7	△6.0	△28.6	△15.9	13.2	△5.2

障がい種別では、令和４年度末現在最も多いのは「肢体不自由」で、５８５人となっています。

過去６年間の状況をみると、「聴覚・平衡機能障害」、「音声・言語・そしやく機能障害」、「肢体不自由」、が減少傾向であるのに対し、「視覚障害」、「内部障害」は増加しています。

② 知的障がい者の状況

令和４年度末現在の療育手帳所持者数は２７４人で、市の総人口は減少しているものの、平成２８年度からの６年間で８人増加しています。

過去６年間の等級別の状況をみると、「Ａ判定」「Ｂ判定」とも増加しており、障がいの「重度化」がみられます。また、市の総人口に占める知的障害者の比率は、令和４年度では１.１％となっています。

○療育手帳所持者数（各年度３月末現在）（単位：人、％）

区 分		Ａ判定	Ｂ判定	合 計
平成 28 年度	実数	89	177	266
	構成比	33.5	66.5	100.0
令和 4 年度	実数	90	184	274
	構成比	32.8	67.2	100.0
増 減 率		1.1	4.0	3.0

③ 精神障がい者の状況

令和 4 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 263 人となっており、平成 28 年度からの 6 年間で 67 人の増と増加傾向で推移しています。

一方、障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、令和 4 年度末現在で 828 人となっており平成 28 年度からの 6 年間で 56 人の減となっています。

○精神障害者保健福祉手帳等所持者数（各年度 3 月末現在）（単位：人）

	精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療 （精神通院） 利用者数
	1 級	2 級	3 級	計	
平成 28 年度	54	93	49	196	884
令和 4 年度	56	150	57	263	828

④ 難病患者の状況

障害者総合支援法では、政令で定める難病患者等を障がい者の範囲に含み、障がい福祉サービスの利用を可能にしました。

難病患者（338 種類の指定難病）は、令和 4 年度末現在で、223 人です。

難病の方には、日常生活の支障をきたす状態で、身体障害者手帳を取得する人もいますので難病患者 223 人のなかには、重複している方もいます。

特定医療費受給者証等の手続きは二戸保健所で行っていますが、災害時の難病患者支援のため個人情報提供に同意をした人の情報をいただいています。

(2) 生活の状況

① 就学状況

令和 5 年 4 月 1 日現在、本市に在住の児童、生徒が特別支援学校に就学している状況は次のとおりです。

（単位：人）

特別支援学校	在籍者数
盛岡みたけ支援学校二戸分教室	35 (うち小学部：8 人、中学部：10 人、高等部：17 人)
盛岡峰南高等支援学校	2
盛岡視覚支援学校	1
合 計	38

② 就労状況

障がい者が安定した職業を持つことは、地域で自立した生活を支えるとともに、社会参加を進める視点からも大変重要なことであり、「障害者の雇用の促進などに関する法律」に基づく障害者雇用率制度などにより障がい者の雇用が促進されています。

ア 就労状況

令和4年度における二戸公共職業安定所の障がい者の新規求職申込件数は87件であり、就職件数は50件となっています。就業先としては、「医療・福祉」、「製造業」、「サービス業」が多く、「卸売・小売業、飲食業」が続いています。

また、令和5年3月31日現在で求職登録者は504人、就業中の人は380人となっています。

○障がい者職業紹介状況

(単位：件・人)

	第1種登録者 (身体障害者)	第2種登録者(身体 障害者以外の障がい者)	合 計
新規求職申込件数	14	73	87
就職件数	4	46	50
登録者全数	141	363	504
就業中の者	111	269	380

○障がい者産業別就職状況

(単位：人)

建設業	製造業	医療・福祉	卸売・小売業 飲食業	サービス業	その他
2	11	15	5	6	11

イ 雇用状況

令和4年6月1日現在、二戸公共職業安定所管内の対象企業（二戸所管内に本社を置く43.5人以上規模の企業）41社の障がい者雇用率は3.10%となっています。

○障がい者雇用状況集計表

(単位：社・人)

① 対象 企業数	②職員数	③障がい者数			④障がい者 雇用率 (C÷③)
		A. 重度障がい者	B. 重度障がい者以外	C. 計 ※	
41	5,780	70 (身体 35) (知的 35) (精神 0)	109 (身体 32.5) (知的 57) (精神 19.5)	179	3.10%

※短時間労働者は0.5カウントで計算し、重度障害者はダブルカウントで計算

就労状況、雇用状況資料：二戸公共職業安定所 令和4年度業務概況

③ 障がい者・障がい児サービスの利用状況

○障がい福祉サービスの利用状況（令和５年３月の１か月間の利用者数）

（単位：人）

サービスの種類	利用者数	備 考
居宅介護	44	二戸市社会福祉協議会、「れもん」事業所ほか
行動援護	2	「れもん」事業所
同行援護	2	よされステーション「ゆらり」
療養介護	3	西多賀病院、八戸病院
生活介護	119	みやび、太陽荘ほか
短期入所	15	みやび、太陽荘ほか
施設入所支援	47	中山の園、太陽荘ほか
共同生活援助	75	美空事業所、カシオペアほか
宿泊型自立訓練	1	ひだまりの家
自立生活援助	2	つくし相談支援事業所
自立訓練（生活訓練）	1	ひだまりの家
就労移行支援	2	はあとすぽっと
就労継続支援Ａ型	25	絆、カナン牧場ほか
就労継続支援Ｂ型	162	三の丸ひまわり、まんてんの里ほか
計画相談支援	77	地域生活支援センターカシオペアほか
合 計	577	

○障がい児通所サービスの利用状況（令和５年３月の１か月間の利用者数）

（単位：人）

サービスの種類	利用者数	備 考
児童発達支援	13	発達支援センター風
医療型児童発達支援	1	はまなす医療療育センター
放課後等デイサービス	73	えんじえるはあと、スマイルひまわりほか
保育所等訪問支援	13	発達支援センター風
計画相談支援	12	えんの下ほか
合 計	112	

(3) 生活支援サービスの状況

① 相談支援事業の実施（対象：身体・知的・精神・児童）

障がい者およびその家族に福祉サービスを適切に提供するため、社会福祉法人カシオペア障連に相談支援事業を委託し、支援に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談、訪問相談等により応じています。

○相談件数および相談者数（単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談延べ件数	2,369	2,379	2,648

○主な相談内容（令和４年度）（単位：件）

相談項目	相談件数
・福祉サービスの利用等に関する相談	858
・障がいや病状の理解に関する相談	179
・健康、医療に関する相談	140
・不安の解消、情緒安定に関する相談	151
・保育、教育に関する相談	111
・家族関係、人間関係に関する相談	154
・家計、経済に関する相談	93
・生活技術に関する相談	109
・就労に関する相談	43
・社会参加、余暇活動に関する相談	25
・権利擁護に関する相談	8
・その他の相談	777
合 計	2,648

② 補装具・日常生活用具の給付（対象：身体・知的）

身体障がいや知的障がいに伴う生活の障がい除去・軽減し、日常生活の利便を図るため各種用具を給付しています。

令和４年度における給付状況は、次のとおりです。

○補装具の交付・修理

（単位：件）

	装 具	補聴器	車いす	電 動 車いす	義 足	視覚障害者 用安全杖	座位保持 装置	合 計
交付	20	12	5	0	1	1	1	40
修理	14	2	8	1	1	0	2	28
計	34	14	13	1	2	1	3	68

○日常生活用具の給付

（単位：件）

	ストーマ 装具	紙おむつ等	収尿器	
給付	644	63	6	
	頭 部 保護帽	動脈血中酸素 飽和度測定器	聴覚障害者用 ポータブルチューター	合計
給付	1	3	2	719

③ 自立支援医療（対象：身体・知的・精神）

障がいの軽減や機能の回復のために、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）の給付を行っています。

令和４年度における利用状況は、次のとおりです。

（単位：人）

	利用者数
育成医療	1
更生医療	8
精神通院医療	828

※精神通院医療については、岩手県が給付を行っています。

④ 訪問入浴サービス（対象：身体）

家庭での入浴が困難な重度障がい者に、移動入浴車による訪問入浴サービスを行っています。

（単位：人）

	利用者数
令和４年度	0

⑤ 住宅改修への助成（障害者・高齢者にやさしい住まいづくり事業）

重度障がい者に対し、既存住宅の浴室、便所、台所などの住宅設備を改良・改善する費用を助成しています。

（単位：件）

	助成数（介護保険制度を除く）
令和４年度	２件

⑥ 自動車改造助成費の給付（対象：身体）

重度身体障がい者に対し、自動車の改造等に係る費用の一部を助成しています。

（単位：件）

	助成数
令和４年度	２件

⑦ 手当（対象：身体・知的・精神）

経済的な支援のため、各種の手当・年金制度があります。

令和４年度における受給状況は、次のとおりです。

制 度 名	支 給 額 等	受給者数
特別障害者手当	月額 27,300 円 日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の重度障がい者が対象。	17 人
障害児福祉手当 （児童）	月額 14,850 円 日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の重度障がい児が対象。	9 人
特別児童扶養手当 （児童）	月額で 1 級 52,500 円、2 級 34,970 円 20 歳未満で日常生活で重度又は中度の障がいをする児童が対象。	72 人
在宅重度障害者家族介護慰労手当	月額で 3,500 円 20 歳以上 65 歳未満の重度障がい者で福祉サービスを受けていない方の介護者が対象。	0 人

(4) 地域の社会資源の状況

当市の令和5年4月1日現在の障害福祉サービス事業者等は次のとおりです。

○指定相談支援事業所

事業所の名称	障がい対象	内 容
指定相談支援事業所 「地域生活支援センターカシオペア」	身体・知的・精神・児童	相談支援等
相談支援事業所「えんの下」	身体・知的・精神・児童	相談支援等
相談支援事業所「サポートひまわり」	身体・知的・精神・児童	相談支援等

○居宅介護事業所

事業所の名称	障がい対象	内 容
二戸市社会福祉協議会 居宅介護事業所	身体・知的・精神	居宅介護、重度訪問介護
浄法寺居宅支援事業所	身体・知的・精神	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーション 「ひまわり」	身体・知的・精神	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

○生活介護、就労事業所

事業所の名称	障がい対象	内 容
生活介護事業所ワン・ステップ	身体・知的・精神	生活介護
多機能型事業所はあとすぽっと	身体・知的・精神	生活介護、就労B
まんてんの里	身体・知的・精神	就労B
プレステージ下中町ひまわり	身体・知的・精神	就労B
ライフステージ三の丸ひまわり	身体・知的・精神	生活介護、就労B
ほほえみ工房	身体・知的・精神	就労B
就労継続支援B型事業所ポトラガーデン	身体・知的・精神	就労B
就労継続支援B型事業所オンフィール	身体・知的・精神	就労B

○入所施設事業所

事業所の名称	障がい対象	内 容
障がい者支援施設みやび	身体・知的・精神	施設入所、短期入所、生活介護
短期入所事業所「ひまわり」	身体・知的・精神	短期入所

○共同生活援助（グループホーム）

住居の名称	障がい対象	内 容
下川ホーム	知的	共同生活援助
すいせんホーム	知的・精神	共同生活援助
グループホームＨＩＲＯ	身体・知的・精神	共同生活援助
グループホームほたるの郷	身体・知的・精神	共同生活援助
グループホーム スピカ	身体・知的・精神	共同生活援助
グループホーム「天体観測」	身体・知的・精神	共同生活援助
アヴァンティひまわり	身体・知的・精神	共同生活援助

○障がい児支援事業所

事業所の名称	障がい対象	内 容
二戸市社会福祉協議会 発達支援センター「風」	児童	放課後等デイサービス 児童発達支援 保育所等訪問
二戸市社会福祉協議会 遊舎	児童	放課後等デイサービス
生活介護事業所 ワン・ステップ	児童	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス事業所 えんじえる はあと	児童	放課後等デイサービス 保育所等訪問
放課後等デイサービス事業所 えんじえる くろーばー	児童	放課後等デイサービス 保育所等訪問
放課後等デイサービス スマイルひまわり	児童	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス事業所 きらり	児童	放課後等デイサービス

○地域活動支援センター

事業所の名称	障がい対象	内 容
地域活動支援センター「二戸たんぽぽ」	身体・知的・精神	地域活動支援センター
地域活動支援センター「ほほえみ工房」	身体・知的・精神	地域活動支援センター
地域活動支援センターきずな	身体・知的・精神	地域活動支援センター

第2節 施策の展開

基本理念と基本目標	
障がい者の自立と社会参加を促進するため、 「障がいのある人もない人も地域の中で支え合うまちづくりを目指して」 を基本理念として、次の4つの基本目標のもとに施策を展開します。	
基本目標 1	地域で支えあう障がい者の支援体制づくり (生活支援体制の充実)
基本目標 2	障がいの早期発見とその支援 (健康診査等の充実)
基本目標 3	在宅福祉の充実 (障がい福祉環境の整備)
基本目標 4	生きがいと社会参加への支援 (社会参加の促進)
施策の展開にあたって	
この計画では、身体・知的・精神の3障がいをあわせて計画することにより、総合的な障がい者福祉の推進を図っています。 障がい者を取り巻く社会状況や国等の諸制度はこれからも大きく変化することが予測されますので、本計画に基づく施策の展開は、本市の財政状況および事業の優先順位や事業効果をふまえながら順次推進します。 サービス提供にあたっての利用者負担や、事業の効果的な実施の方法を検討しつつ、他の機関との連携を図りながら各種の施策の充実を推進します。 また、障がいのある人もない人も、地域において自立した生活が送れるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動することで、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、二戸市における地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を推進します。	

施策の内容

- 1 啓発・広報
 - (1) 障がいへの理解と交流
 - (2) 各種制度の周知
 - (3) 地域との福祉ネットワークの整備
- 2 生活支援
 - (1) 障がい者相談支援体制の充実
 - (2) 生活支援体制の充実
 - ①障がい福祉サービスの充実
 - ②地域生活支援拠点等の整備
 - (3) 権利擁護の推進
 - ①成年後見制度等の利用促進
 - ②虐待の防止
- 3 生活環境
 - (1) 生活環境の充実
 - ①住まいの場の確保・整備
 - ②移動支援の充実
 - (2) バリアフリーのまちづくりの推進
- 4 教育・育成
 - (1) 障がい児教育の充実
- 5 雇用・就業
 - (1) 障がい者の雇用・就労の促進
- 6 保健・医療
 - (1) 疾病予防・こころの相談の充実
 - (2) 障がい児療育の充実
- 7 情報・コミュニケーション
 - (1) コミュニケーション支援の充実
 - (2) 情報提供の充実
 - (3) スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加
 - (4) 障がい者等の災害に弱い立場の人への防災対策
- 8 障がい保健福祉に関する行政等の体制
 - (1) 障がい者福祉の相談支援体制

1 啓発・広報

(1) 障がいへの理解と交流

【現況と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くためには、障がいや疾病に対する正しい理解を深めることが重要であり、社会全体で障がいについての理解を深めていく必要があります。

障がい者が身近な地域で自立して生活していくことを、様々な機会を活用して地域社会に発信し、障がい者に対する差別解消に継続的に努める必要があります。

【今後の考え方】

障がい者と地域住民、ボランティア等が交流できるよう、各種イベントを市民に周知しながら、障がい者が主体となった活動を積極的に支援し、市民への理解と交流を進めます。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業	事業内容
小中学校における福祉教育の推進	小中学校の総合的な学習の時間において、ノーマライゼーションの理念を基本とした障がい者に対する理解や「共生」についての学習を行い、福祉教育を推進します。
障がい者と市民、障がい者同士の理解と交流の促進	障がい者の支援事業所、障がい者団体等が実施する活動を積極的に支援し、障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流する活動を促進します。
市民参加による普及啓発事業の実施	障がい者「ふれあいまつり」等の普及啓発事業を実施します。また「障害者週間（12月3日～9日）」を中心に障がい者団体等と連携して啓発活動を実施します。
障がい者に係る福祉講演会等の開催	障がい者について理解を深めるための講演会などを開催し、ノーマライゼーションの理念などの啓蒙を図ります。
障害者差別解消法の周知及び適切な運用	市の広報紙やパンフレットなどにより、「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」についての啓発に努めます。

(2) 各種制度の周知

【現況と課題】

障がい者や家族の方々が、住み慣れた地域で安心した社会生活を過ごすため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の内容や各種制度の周知をできる限り行っていますが、当事者アンケートによると「サービスがあることを知らなかった」という意見があり、各種制度に関する周知が徹底されているとはいいがたい状況です。

また、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度や、国や地方公共団体が実施する各種手当を給付する制度がありますが、制度を十分に知らないなど、制度を有効に活用できない場合もありますので、各種制度の内容や手続きの周知を図る必要があります。

【今後の考え方】

障がい者の自立した地域生活に向け、障害福祉サービス、地域生活支援事業、各種年金や手当など制度の内容や手続きの周知を図ります。

年金や手当など制度の充実を関係機関に要望してまいります。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業	事業内容
障害福祉サービス、地域生活支援事業の周知	相談窓口などで、サービス事業の内容等についての周知に努めます。
年金制度等の周知	障害基礎年金をはじめとする各種年金・手当および貸付金などの経済的な支援制度の周知に努めます。
特別児童扶養手当の周知	20歳未満で、精神または身体に中程度以上の障がいをもつ児童を監護養育している父母またはその他の者に支給される制度の周知に努めます。
特別障害者手当等の周知	重度障がい児や重度障がい者で、寝たきり状態や障がい重複するなどの著しく重度の障がいの状況にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方を対象者とした制度の周知に努めます。
在宅重度障害者家族介護慰労手当の周知	20歳から65歳未満の重度障がい者と同居し、常時介護に従事している方に対して支給される制度の周知に努めます。
心身障害者共済年金制度の周知	障がいのために自活することが困難な方を扶養している方々が、生存中に掛金を払い、万が一の事があった場合に残された障がい者に対して生涯年金を支給する制度の周知に努めます。

(3) 地域との福祉ネットワークの整備

【現況と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活する社会を築くために、行政だけでなく、地域住民や地域企業、地域の様々な機関など社会全体で障がい者を支援する必要があります。

また、障がい者福祉に関わる地域住民の自主的な活動の育成支援や地域に潜在する人材の掘り起こしも重要です。

こうした地域社会の様々な組織や人材を、障がい者福祉に効果的に結びつけるためには、地域とのネットワークの整備が必要です。

【今後の考え方】

障がい者や高齢者等を地域社会のなかで包み込んで、支え合うことをめざして、地域とのネットワークづくりを推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業	事業内容
地域とのネットワークの整備	様々な地域の社会資源を結びつけて調整を行うケアマネジメント体制を推進するため、主要関連機関（地元企業、教育機関、医療機関、介護保険事業所、障がい者福祉機関、ボランティア等）のネットワーク化に取り組みます。 また、特に市内の社会福祉施設およびサービス提供事業者には、地域との関わり合いを促進するよう働きかけます。
民生委員・児童委員の活用	地域福祉の要である民生委員、児童委員との連携強化に努めます。
障がい者団体の活動促進	市内に在住する障がい者を対象に、障がい者団体が行う様々な障がい者福祉活動への支援を行います。
ボランティア NPO 法人等との連携	福祉の柱となるボランティアやNPO 法人等との多様な民間活動との連携強化に努めます。

◇ ボランティア活動の状況

本市では、社会福祉協議会等が育成支援するボランティア団体が、高齢者や障がい者、子育て支援のための活動を行っています。

障がいに対する市民の理解を深めるためには、地域住民が様々なボランティア活動に参加できる場や機会を地域の中に用意する必要があります。

2 生活支援

(1) 相談支援体制の充実

【現況と課題】

障がい者や家族にとって、いつでも身近なところで福祉サービス等に関して相談できることが、地域で安心して暮らすことの基盤となりますが、アンケート調査によると、「悩みや困ったことを誰に相談するか」の問いに対して、「家族や親せき」への相談が最も多く、次いで「施設の指導員など」となっていました。福祉サービスを利用していない障がい者に対して、身近な相談窓口である「二戸市総合福祉センター」や、専門的な相談支援機関である社会福祉法人カシオペア障連「二戸地域基幹相談支援センター」、社会福祉法人桂泉会「つくし相談支援事業所」を中心とした相談支援機関のさらなる周知が必要です。また、障がいの特性や必要性に応じていつでも相談に対応できる体制づくりを充実させながら、総合的な障がい者福祉の相談支援を推進する必要があります。

【今後の考え方】

福祉・保健・医療・教育・就労など幅広い障がい者ニーズと、さまざまな地域の社会資源を結びつけて調整を行うネットワーク機能の向上を図ります。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業	事業内容
障がい者福祉の総合的相談支援体制の整備	二戸圏域における総合的な障がい者福祉の相談支援拠点として、「総合福祉センター」、社会福祉法人カシオペア障連「二戸地域基幹相談支援センター」及び社会福祉法人桂泉会「つくし相談支援事業所」を設置しています。 障がいに関する各種相談に応じるほか、関係する支援機関との連携強化を図ります。
相談支援事業の充実	「総合福祉センター」や社会福祉法人カシオペア障連「二戸地域委託相談支援センター」では、障がい者や家族からの各種相談に応じ、障害者総合支援法や福祉サービス等の情報を提供するほか、必要に応じて関係機関との調整を行います。
二戸地域自立支援協議会の設置	障がい者の地域生活を支援する機関の連携を密にし、地域の課題を共有化するとともに、支援のあり方を検討するための協議会を設置し、課題解決に向けた方向性を協議します。

「二戸地域自立支援協議会」は、二戸圏域4市町村で設置しており、障がい者団体やサービス事業者、社会福祉協議会、教育関係者、行政関係者などを構成員とし、二戸地域の障がい福祉サービスの状況や地域の課題等を検討する協議会です。

(2) 生活支援体制の充実

① 障がい福祉サービス等の充実

【現況と課題】

二戸市における障がい者のサービス利用状況（利用者数）を見ると、「就労継続支援」、「生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」、「居宅介護」に多くの利用がみられます。

また、アンケート調査によると、「希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますか」の問いに対して、「経済的な負担の軽減」が19.5%、「相談対応等の充実」が16.1%、「障がい者に適した住居の確保」が15.5%となっています。

市内のサービス事業所は、居宅介護事業所、生活介護・就労支援事業所、入所施設、短期入所事業所、共同生活援助（グループホーム）事業所、障がい児支援事業所、地域活動支援センターがあり、障がい者の状態に応じたサービスを利用できるほか、県内及び県外の障がい福祉サービス事業所も利用することができます。

市では、これまでホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、補装具および日常生活用具の給付、訪問入浴サービス、手話通訳者の派遣、移動支援などの福祉サービスの提供を実施してきました。

今後も国や県の施策動向をふまえ、障がい者の地域生活を支援するためのサービスを充実する必要があります。

【今後の考え方】

障がい者及び難病患者に対する障がい福祉サービス等の充実に努め、障がいの特性の応じたサービスの提供と介護者の負担の軽減を図ります。

障がいの種別や程度に関わらずそれぞれのライフスタイルに合わせた多様な暮らし方を選択できるよう、障がいの特性等に配慮しながら施策の充実に努めます。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
訪問系サービスの充実	重度の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある障がい者の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助（身体の介護、家事の援助等）を行うサービスを提供します。
日中活動系サービスの充実	在宅の重度障がい者の自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上等図るため、施設への通所により、機能訓練、社会適応訓練、創作活動等の各種の便宜を提供します。
居住系サービスの充実	在宅の重度の障がい者を介護している家族が、疾病等のため家庭での介護ができない場合、施設入所、グループホーム、ケアホーム等の支援を行うサービスを提供します。
地域生活支援事業の充実	地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動、移動支援事業における余暇的活動の参加、日中一時支援事業における障がい者を日常的に介護している家族のレスパイトなど地域生活支援事業の充実に努め、障がいのある人

	の日常生活を支援します。
社会資源の確保	地域で生活する障がい者に対し、必要なサービスを十分に提供できるよう、二戸地域自立支援協議会の活動を通じて、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実に取り組みます。
補装具および日常生活用具の給付等の充実	身体上の障がいを補い社会生活を容易にする補装具の交付・修理の充実を図り、制度の周知に努めます。 また、障がいのある人、難病患者の日常生活が円滑に送れるよう日常生活用具の給付・貸与について充実を図り、制度の周知に努めます。
訪問入浴サービスの充実	家庭において入浴が困難な状態の重度障がい者等を対象に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【現況と課題】

国のプランでは、地域で生活する障がい者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化することとしています。

地域生活支援拠点等の整備については、自立支援協議会を中心に協議しており、二戸圏域内の実情に応じて、様々な資源を結び付けながら障がい者の生活を支援する面的な体制整備を進めております。

必要な機能の整備・充実を図るとともに、多様な資源の連携強化が必要です。

【今後の考え方】

地域全体で障がいのある人の生活を支える環境の構築のため、関係機関の連携強化、サービス提供体制の充実を図ります。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
緊急時相談に対応できる環境の整備・充実	障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能について、相談支援事業所と基幹相談支援センターをコーディネーターと位置付け、緊急時の支援が見込めない世帯の把握・登録を行います。 障がい福祉サービス事業所等と連携して、必要に応じて緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等を図ります。
緊急時の受け入れ対応の整備・充実	介護者の急病や障がいのある人の状態変化などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能について、圏域内の入所施設、短期入所事業所及びグループホームにおいて受け入れ対応の充実を図ります。

一人暮らしの体験の機会・場の確保	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホームなどの障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能について、圏域内の障がい福祉サービス事業所との連携、協力体制の確保に取り組みます。
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な人や行動障がい者を有する人、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能について、圏域として必要な人材を洗い出し、自立支援協議会を中心とした整備に向け、検討・対応を図ります。
地域の体制づくり	コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能について、自立支援協議会を中心とした整備に向け、検討・対応を図ります。

(3) 権利擁護の推進

① 成年後見制度等の利用促進

【現況と課題】

判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活に生じる契約などの法律行為を自分で行えない障がい者の権利を守るため、成年後見制度と日常生活自立支援事業がありますが、アンケート調査では、「成年後見制度について知っていますか」という問いに対して、60.2%が「名前も内容も知らない」と回答しており、制度の認知度は低く、利用者も少ない状況にあります。

制度の周知に加え、利用しやすい体制の整備に努める必要があります。

【今後の考え方】

障がい者本人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を保護支援するための施策を推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
成年後見制度等の周知	成年後見制度及び日常生活自立支援事業の情報提供や制度の周知を図ります。
成年後見制度利用支援	親族による成年後見の申立てが困難な障がい者についての市長申立手続きを実施します。 また、低所得者に対し、申立費用や後見人等への報酬の助成を行います。
日常生活自立支援事業の実施	地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の預かりなどの生活支援を二戸市社会福祉協議会で実施します。

② 虐待の防止

【現況と課題】

障がい者に対する虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待などが、家族や利用している施設、職場など様々な場面において発生する可能性があります。

令和４年度の障がい者虐待の相談は１件であり、令和３年度以前も相談件数は多くはありませんが、通報や相談に至っていない虐待が発生している可能性も否定できません。

障害者虐待防止法と障がい者虐待防止のための相談窓口の周知・啓発に努め、虐待の早期発見と虐待の深刻化を未然に防ぐ必要があります。

【今後の考え方】

障害者虐待防止法の周知に努めるとともに、障がい者虐待が発生しないよう関係機関と連携し、障がい者虐待に関する通報や相談など、虐待の未然防止に向けた取り組みを推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
障がい者虐待防止の理解・啓発	障がい者虐待に関する理解促進を図るための広報活動や研修会等を実施します。
障がい者虐待防止のためのネットワーク強化	障がい者への虐待に対して、関係機関における緊急時の連絡体制の整備等、障がい者虐待防止のためのネットワークを強化し、虐待の早期発見と早期対応に努めます。

3 生活環境

(1) 生活環境の充実

① 住まいの場の確保・整備

【現況と課題】

障がいのある方が地域において自立し安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要です。

アンケート調査では、「今後３年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか」という問いに対し、暮らしたい場所として「一般の住宅」が63.5%と最も多く、次いで「グループホーム」が21.1%という結果となりました。

居室の段差解消や手すりの設置など、身体機能に合わせて住宅改修を行うことで、障がい者が住み慣れた家や地域で暮らし続けることが可能となるので、障がい者の住宅改修に対する助成制度の周知を図り、住宅のバリアフリー化を推進する必要があります。

また、「親亡き後」の生活の場の確保や、施設、病院などからの地域移行を促進するため、障がい者が共同で生活するグループホーム等の整備について検討していく必要があります。

【今後の考え方】

障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、多様な生活の場の確保・整備を推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
住宅改造費の助成	高齢者・障害者にやさしい住まいづくり助成事業によって、在宅の重度障がい者またはその保護者が、住宅設備をその障がい者に適するように改造する経費に対し助成し、バリアフリー化を推進します。 また、日常生活用具の給付による手すりやスロープの取り付け等についても活用を促進を図ります。
障がい者グループホーム等の整備	就労あるいは福祉施設等へ通所している知的障がい者や、身体障がい者、精神障がい者が、世話人付きで共同生活を行うグループホーム等の整備について検討します。

② 移動支援の充実

【現況と課題】

障がいにより移動にハンディ（社会的制約）のある方が、自立した生活を営み社会参加しやすい環境を実現していくため、移動支援を充実する必要があります。

本市では、障がい者の屋外での活動を支援するため、障がい福祉サービスの他に移動支援事業、外出支援サービス、福祉タクシー事業、自動車改造等助成事業などを行っています。

【今後の考え方】

本市は路線バスが不便な地域もあることから、福祉タクシー事業などの充実を推進します。また、障がい者や高齢者が利用しやすいサービスの支援に努めます。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
外出支援サービス	在宅の重度障がい者に対し、リフト付き車両による移送サービスを行います。
自動車改造等助成事業	重度身体障がい者に対し、自動車の改造費、介護車両の購入費用の一部助成を行います。
福祉タクシー事業	移動にハンディをもつ在宅の重度障がい者に対し、福祉タクシー券（月2枚）を発行します。

(2) バリアフリーのまちづくりの推進

【現況と課題】

本市の公共施設等の障がい者への配慮は十分とはいえず、道路については、歩行者や車いす利用者が安全に通行できるよう、歩道の拡幅や段差解消などの整備を行う必要があります。

誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共建築物や公共交通機関のバリアフリー化を進めることが必要です。

【今後の考え方】

誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、道路や公共建築物等のバリアフリー化を推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
公共建築物のバリアフリー化	市で公共施設を新規に建設する際は、誰もが利用できるトイレやスロープの設置等の配慮・整備を図ります。

4 教育・育成

(1) 障がい児教育の充実

【現況と課題】

市内の小・中学校では、それぞれの個性や障がい特性に応じた教育が適正に行われるよう、障がいのある児童生徒に専門的指導を行う特別支援学級を設置し、適切な学習の場の提供を行っています。

保護者に対するアンケート調査において、「お子さんが、現在通っている園や学校でさらに充実させるべきだと思いますか」の問いに対し、「進学・就労などの進路指導」が12.1%と最も多く、続いて「友達との関係づくりへの配慮」、「授業などの学習指導」が11.1%という結果となりました。

障がいのある子どもたちに対して、障がいの種類、程度などに応じたきめ細かな教育を行っていくためには、各学校における障がい児教育のさらなる充実や学校施設のバリアフリー化など、障がい児が学びやすい環境づくりを図っていく必要があります。

【今後の考え方】

障がいのある子どもたちが、地域の学校で学びながら、特別な教育的ニーズに見合った教育を受けられるよう保健・福祉・医療・教育の関係者の連携を図ります。また、医療的ケアが必要な子どもを含む障がい児の生活・学習環境の整備を推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
障がい児が学びやすい環境の整備	各学校における障がい児教育の充実や学校施設のバリアフリー化など、医療的ケアが必要な子どもを含む障がい児が学びやすい環境づくりを推進します。
障がい児への指導内容の充実	特別支援学級における個別指導等における集団生活への適応指導や社会性の育成等の学習に更に充実させるよう努めるとともに、学校における教育相談機能を必要とする状況に応じて適用させる仕組み等の整備に努めます。
教職員の資質の向上	特別支援学級担当教員の一層の資質向上を図ります。
新しい教育ニーズへの対応	学習障がい、軽度発達障がい等に関する相談が増えていることから、医師の診断書や臨床心理士の心理判定を基に、就学相談の充実に努めます。
関係機関との連携強化	特別支援学校、教育相談センター等との連携を強化させ、個別の教育支援計画等の作成を視野に入れた相談・指導体制の充実に努めます。
交流教育の推進	障がい児・者に対する理解と適切なかかわりや援助について学び、ノーマライゼーションの理念の実現をめざして教職員・保護者・児童生徒が一体となった交流学习を推進します。 普通学級と特別支援学級や特別支援学校との交流教育などの実施を推進します。

5 雇用・就業

(1) 障がい者の雇用・就労の促進

【現況と課題】

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、障がい者への所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。

市内には、就労関係の相談支援、就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」があります。また、就労継続支援 B 型事業所は 7 事業所あり、障がい者の就労支援は広がりつつありますが、令和 5 年 4 月から就労継続支援 A 型事業所は就労継続支援 B 型事業所への移行により 0 か所、就労移行支援事業所は事業休止状態であることから、引き続き福祉的就労の場の確保が求められています。

アンケート調査では、「あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対し、「職場の障がい者理解」が 14.9%と最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 14.3%と、いずれも企業の障がい者理解を求める声が挙げられています。

わが国では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、国や地方公共団体、企業等に対し障がい者の雇用が義務づけられています。

公共職業安定所や、就業・生活支援センターなど関係機関と連携しながら、就労を希望する障がい者への支援や事業主への理解促進を図っていく必要があります。

また、福祉的就労への要望は年々高まっており、障がいの状況や本人の適性に応じて、企業による障がい者雇用や障害福祉サービスによる就労支援事業など多様な選択肢を確保する必要があります。

【今後の考え方】

公共職業安定所など労働行政関係機関と連携しながら、一般就労（雇用就労）を希望する障がい者への支援や事業主への理解促進を図るとともに、多様な福祉的就労先の確保に努めます。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
障がい者福祉的就労事業所の拡大	一般就労が困難な障がい者に対しては、関係機関と連携して、福祉的就労事業所の拡充に努めます。
障がい者支援事業所製品の販売促進	障がい者の勤労機会の拡大と障がい者支援事業所の製品の販売促進などを支援します。
障がい者雇用に関する各種援助事業の周知	職業安定所等で実施している障がい者雇用に関する各種の援助事業について周知します。

雇用主に対する啓 発促進	障がい者団体や商工関係団体等と連携し、市内の企業、 商店、事業所等に対し、障がい者の雇用に関する啓発を 促進します。
-----------------	--

6 保健・医療

(1) 疾病予防・こころの相談の充実

【現況と課題】

障がいの原因となる疾病（脳卒中等）の予防のため、健康診査等を実施しております。また、生活習慣病等の予防に役立つ健康づくりにも取り組んでおります。

障がいになった場合のスムーズな社会復帰のためには、健康相談やこころの相談支援、福祉サービスなどでの生活訓練等の充実が重要です。

また、保健福祉施策の中で取り組みを進めている、精神障がいや難病患者については、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や県福祉総合センター、保健所との連携を図る必要があります。

【今後の考え方】

障がいの原因となる疾病等の予防に引き続き取り組みます。

精神障がいや難病患者に保健・福祉・医療のサービスを総合的に提供するため、医療機関や県福祉総合センター、保健所と連携を図ります。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
保健サービスの充実	病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査の実施や健康相談体制の充実を図ります。また、生活習慣病等の予防に役立つ健康づくりやこころの相談に取り組めます。
障がい者医療費助成制度の実施	身体障害者手帳１・２級及び療育手帳Ａ判定、障害基礎年金１級、特別児童扶養手当１級の障がい者を対象として医療費の助成を行います。
自立支援医療（更生医療および育成医療、精神通院医療）の周知	国の制度である更生医療や育成医療、精神通院医療費等の各種の医療給付制度について周知を図ります。
在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業の周知	在宅酸素療法を必要とする方で、身体障害者手帳１・２級、障害基礎年金１級、特別児童扶養手当１級以外の方を対象に電気料金の一部を助成します。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備	医療、障がい福祉・介護、住まい、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築に向けた検討・整備を進めます。構築にあたっては、自立支援協議会の検討の場を活用し、地域課題の検証等を行います。

(2) 障がい児療育の充実

【現況と課題】

障がいや発達に遅れのある子どもたちに対して、できるだけ早期に、特に発達の著しい乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

また、医療的なケアが必要な子どもが、地域で安定した在宅生活を続けられるよう、関係機関と連携し支援体制の充実が必要です。

【今後の考え方】

障がいのある子どもたちの生活・学習環境の整備を推進します。

地域で適切な療育を受けられるよう保健・福祉・医療・教育の関係機関の連携を図ります。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
母子保健事業の推進	乳幼児期に障がいを早期発見し障がいに応じた適切な療育を行うため、乳幼児健康診査や発達相談体制の充実を図ります。
障がい児療育の充実	障がい児が身近な地域で必要な支援・サービスが受けられるよう体制の充実に努めます。
児童発達支援センターの整備	自立支援協議会の検討の場を活用しながら、地域の中核的な支援施設となる児童発達支援センターを整備します。
医療的ケア児等コーディネーターの設置	医療的なケアが必要な子どもに対する総合的な支援のため、医療的ケア児等コーディネーターを設置します。

7 情報・コミュニケーション

(1) コミュニケーション支援の充実

【現況と課題】

様々な障がいの中でも、聴覚障がい者や言語障がい者はコミュニケーション手段が限定され、社会参加にあたって大きなハンディとなり、生活する上で手話通訳は意思の伝達手段として重要な役割を果たしています。

いつでも必要なときに身近なところで手話通訳者の派遣が行われることが求められています。

また、パソコンやインターネットを利用した情報通信が障がい者の日常的なコミュニケーションや情報伝達的手段となってきたこと、また障がい者の就労や生涯学習など、いろいろな場面で影響を与えるようになってきていることから、障がい者のパソコン等（情報通信装置）の利用を支援することが求められています。

【今後の考え方】

視覚障がい、聴覚障がいのみならず、障がい特性や必要性を理解し、コミュニケーションのハンディに配慮した施策を推進します。

相談事業で寄せられる障がい者のニーズと住民の個々の技術・活動を結びつけるボランティア活動を推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者が病院、学校、公的機関等へ出向く場合に、必要な意思の疎通を円滑に行えるよう手話通訳者を派遣します。
手話奉仕員の養成	市民と聴覚障がい者のコミュニケーションを活発にし、聴覚障がいに関する理解を広げ、手話奉仕員の育成を図ることを目的に手話講習会を開催します。
IT（情報通信）の活用支援	障がい者のIT利用を支援するため、日常生活用具支援事業による活用に努めます。

(2) 情報提供の充実

【現況と課題】

障がいに対する理解を促したり、福祉制度のお知らせをしたりする手段として、新聞やテレビ、ラジオと並んで市のホームページや広報紙がありますが、限られた紙面の中で、さまざまな障がいを抱えた方に対して情報を提供することは難しいものがあります。

障がいがあるために発生する情報格差を解消し、障がいのある人の情報収集と情報提供の充実に努める必要があります。

また、障がい者が安心して暮らすために、総合福祉センター等の窓口で、個別の相談に応じ、各種制度や福祉サービスについての情報提供を行っています。

今後は、福祉関係団体等の活動・行事などの情報、公共施設等の多目的トイレや障がい者駐車スペースの有無など障がい者の外出に役立つ情報の提供を行うことも必要となってきています。

【今後の考え方】

障がい者の社会参加に役立つ各種の情報の提供に努めます。

相談事業で寄せられる障がい者のニーズと住民の個々の技能・活動を結びつけるボランティア活動を推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
視覚障がい者への情報提供の充実	市内のボランティア団体が行っている広報紙の録音テープ作成を支援し周知に努めます。
手話通訳ボランティアの養成	聴覚障がい者への情報提供の充実のため、手話通訳ボランティアの養成に努めます。
障がい者の社会参加に役立つ各種の情報提供の充実	福祉関係団体等の活動・行事などの情報や国、県の施策情報など障がい者の社会参加に役立つ情報の提供に努めます。
インターネットを活用した情報提供の充実	市のホームページによる情報提供の充実に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加

【現況と課題】

障がいのある方の地域生活をより豊かにし、ひきこもりを予防するためには、障がい者がスポーツや文化活動を楽しみ、他者とふれあう機会を提供していく必要があります。

在宅の障がい者が通所して創作的活動や機能訓練等を行う地域活動支援センターなどの障がい者施設での日中活動を支援するほか、障がい者個人や団体の自主的、主体的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるよう、また、地域共生を図るための活動に積極的参加が可能となるよう支援します。

【今後の考え方】

障がいのある方の地域生活をより豊かにし、ひきこもりを予防するために、スポーツ・レクリエーション及び文化活動等への参加を支援し、交流の場の確保など図ります。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
スポーツ大会への参加支援	スポーツ活動の振興を図るため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のスポーツ大会参加を支援します。
芸術文化祭への参加支援	障がい者の文化活動（絵画、写真等）の振興を図るため、また、特性を生かした活動の支援ができるよう芸術文化祭への参加を支援します。
日中活動や交流の場の確保	障がい者が、地域共生を目指し生きがいをもって生活できるよう、日中活動の支援や交流の場の確保を図ります。
スポーツ、文化施設のバリアフリー化	障がい者が利用しやすいよう、市内のスポーツ、文化施設のバリアフリー化に努めます。

(4) 障がい者等の災害に弱い立場の人への防災対策

【現況と課題】

災害に弱い立場にある障がい者や高齢者などの要援護者（独居・ねたきりの障がい者や高齢者、難病患者等）を救出し、災害発生のおそれがあるときに避難させることは、誰もが安心して暮らせる地域づくりにとって極めて重要な課題です。

日ごろから障がい者や高齢者への防災知識の普及を図るとともに、災害時に安全に避難できるような避難場所と避難経路の周知に努め、障がい特性をふまえた防災対策を推進します。

また、腎臓機能障害、呼吸器機能障害などのために医療の途絶が生命維持に関わる人については、県、医療機関などの協力を得て、災害時においても必要な医療を確保するために必要な施策を講じます。

【今後の考え方】

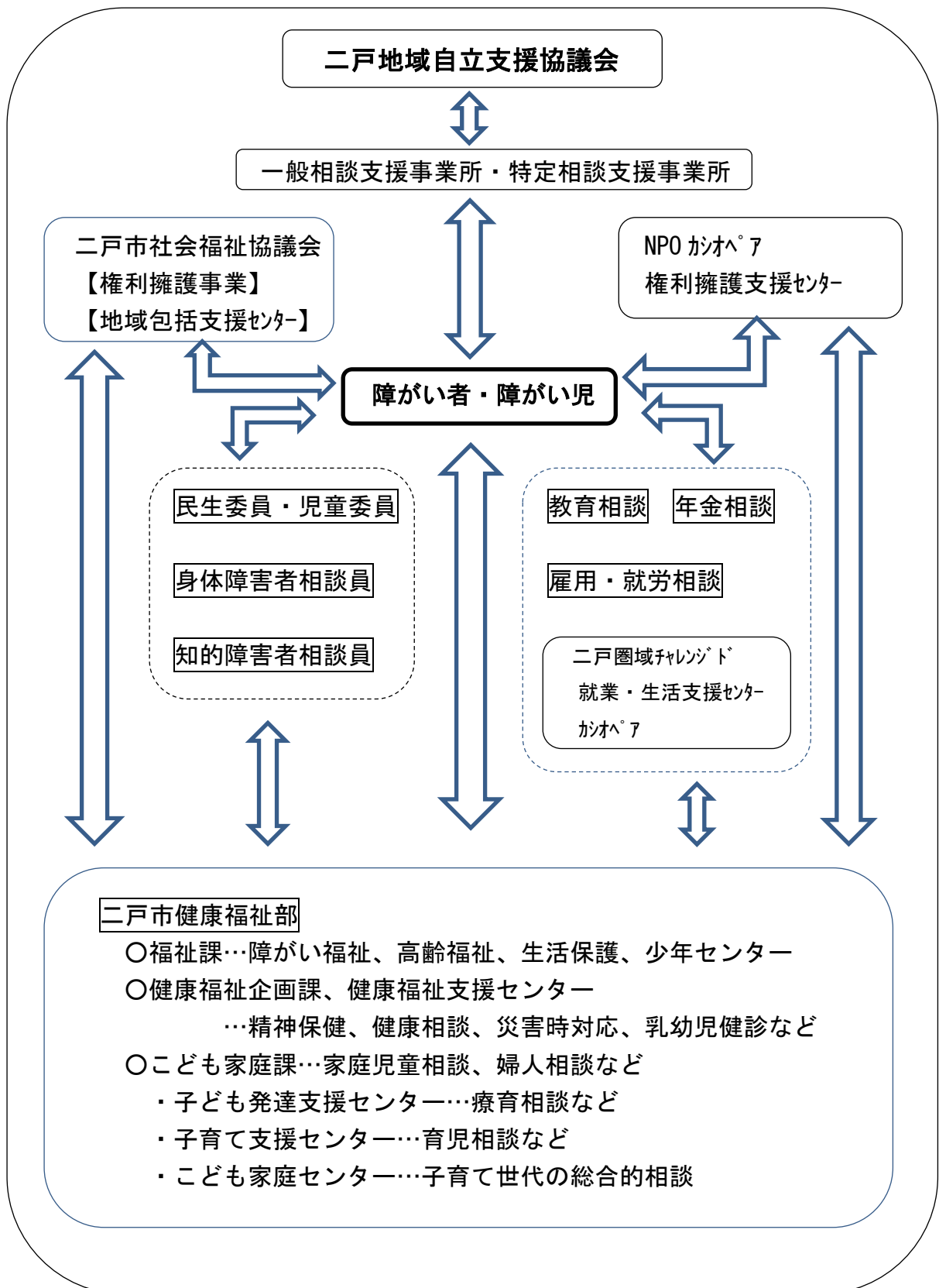
風水害や地震災害に備えた市全体の防災計画の中で、障がい者や高齢者などの要援護者に対する支援策を整備・推進します。

【推進するおもな施策・事業】

施策・事業名	事業内容
市内の社会福祉施設等との福祉避難所の設置運営に関する協定の締結	災害時に、障がいの程度や病状等により避難所での生活が困難な要配慮者について、適切な施設等へ移動できるよう、市内の社会福祉施設等と福祉避難所の設置運営に関する協定を締結します。
避難行動要支援者の救助・支援体制の取り組み	自主防災組織の育成を図り、災害時の地域住民等との連携による救助・支援体制の確立に取り組みます。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組みます。
聴覚障がい者の緊急通報手段の確保	音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が緊急時に迅速に消防への通報を行えるよう、緊急通報手段の確保に努めます。
非常用発電装置貸与事業	医療機器を在宅で医師の指示のもと使用している方に対し、災害等における停電時の緊急対応の一環として、発電装置を無償で貸し出します。

8 障がい保健福祉に関する行政等の体制

(1) 障がい者福祉の相談支援体制（令和6年4月より）



第 3 節 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の障がい福祉制度は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行され、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見通しや障がい者等に対する支援の拡充が行われました。同法は、平成 28 年 6 月に改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や、高齢障がい者への介護保険サービスの円滑な利用を促進するなどの見直しが行われ、平成 30 年 4 月に施行されました。

また、同じく改正された児童福祉法では、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充をはかるため、「市町村障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

この計画は、本市の障がい福祉サービス等の現状や課題を把握するとともに、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、障がい福祉サービスや児童通所支援の種類ごとの必要な見込量と、その確保のための方策及び地域生活支援事業の実施に関する事項を定めています。

これまでの計画の進捗状況及び数値目標に対する実績を踏まえつつ、サービスの提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、第 7 期二戸市障がい福祉計画及び第 3 期二戸市障がい児福祉計画を一体的に策定することとします。

(2) 計画の位置づけ及び名称

第 7 期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障がい福祉計画」として策定するものです。また、第 3 期障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障がい児福祉計画」として障がい福祉計画と一体的に策定します。今後、当市が進めていく障がい福祉サービス及び児童通所支援等に関わる給付、その他の支援施策の方向性及び目標を定めたものです。

(3) 計画の期間及び見直し時期

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、国の法制度の改正等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うものとしします。

- ・ 第1期障がい福祉計画期間 平成18年度～平成20年度
- ・ 第2期障がい福祉計画期間 平成21年度～平成23年度
- ・ 第3期障がい福祉計画期間 平成24年度～平成26年度
- ・ 第4期障がい福祉計画期間 平成27年度～平成29年度
- ・ 第5期障がい福祉計画期間 平成30年度～令和2年度
- ・ 第6期障がい福祉計画期間 令和3年度～令和5年度

- ・ 第1期障がい児福祉計画期間 平成30年度～令和2年度
- ・ 第2期障がい児福祉計画期間 令和3年度～令和5年度

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本的理念

**障がいのある人もない人も
地域の中で支え合うまちづくりを目指して**

～二戸市障がい者計画と共通の理念とします～

市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、必要な障がい福祉サービス等に係る給付その他の支援を行い、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(2) 施策展開の方向性

① 地域生活を支える居宅サービスの充実

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりが、障がいの種別や程度に関わらず、自らが居住の場を選択し、その必要とするサービスの支援を受けつつ、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な暮らし方を選ぶことが重要です。

そのためには、身近なところで必要なサービスが受けられるよう、事業所の多機能化やNPO法人等のサービス事業への参入を促進し、在宅サービスの充実に図ります。

② 日中活動の場の確保

障がい者の地域生活を支援するためには、日中活動の場の確保や社会参加に向けた取り組みが必要です。このため、障がい者の状況や意向を踏まえつつ、必要とする日中活動の場の確保・提供に努めます。

③ 地域における暮らしの場の充実と地域生活支援拠点等の整備

福祉施設に入所している障がい者や受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行を進めるためには、地域における住まいの場を確保する必要があります。そのため、グループホームの整備を促進するとともに公営住宅や民間アパート等への入居を支援します。

また、地域生活への移行及び継続に必要な支援や就労支援等の課題に対応するためのサービス提供体制を整え、地域における生活を支える地域生活支援拠点体制の整備と機能の充実に図ります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、柔軟にサービスを提供できる仕組みづくり等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を計画的に推進します。

⑤ 就労支援の強化

障がい者が地域で自立して暮らしていくためには、働くことを通じて積極的に社会に参画していくことが重要です。そのため、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労関係サービス事業所等との連携、作業能力や障がい特性に応じたきめ細やかな就労支援に努めるとともに、一般就労への移行、福祉施設における雇用の場の拡大に一層の理解と協力を求めています。

⑥ 相談支援体制の充実

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、これまでの障がい者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制のほか、障がい福祉サービスの適切な利用を支え各種ニーズに対応するために必要な相談支援や生活支援が受けられるよう、二戸地域自立支援協議会を中心として、障がい福祉サービス事業者と相談支援事業者が協力連携してケアマネジメント体制や相談支援体制を充実強化するとともにサービスの質の向上に努めます。

また、近年多様化している困難事例に対する相談にも応じることができるよう、基幹相談支援センター機能の充実・強化を図ります。

⑦ 障がいのある子どもへの支援の提供体制の確保

障がい児をはじめ、発達上の問題を抱える子供やその家族を支援するため、教育、保育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制の整備に取り組みます。

⑧ 権利擁護推進に向けた成年後見制度の利用促進

知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為が困難な方を支援する成年後見制度があります。

成年後見制度の利用促進に向けて、地域連携ネットワークの構築や協議会等の運営を推進するための中核となる機関（中核機関）を設置します。設置にあたっては、NPO 法人カシオペア権利擁護支援センターに委託します。

中核機関の運営にあたっては、様々な相談支援に対応できるよう福祉、保健、医療、司法等の専門的知識の蓄積や専門職等との連携の推進を図ります。

また、中核機関が担うべき具体的機能等として、次の4点を備えます。

ア 広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知、啓発等）

成年後見制度について、パンフレットの活用、研修会やセミナーの開催等により、権利擁護及び成年後見制度の周知に努めます。また、福祉、保健、医療、司法等多職種連携により、権利擁護の必要な人の早期発見、支援に努めます。

イ 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）

福祉、保健、医療、司法等の関係機関が連携し成年後見制度に関する相談支援を推進します。

また、福祉、保健、医療、司法等の各種団体や関係機関の協力・連携を強化するため協議の場を設置し、権利擁護の推進に向けた検討・調整・解決等を推進します。

ウ 利用促進（マッチング）機能

制度利用者にとってふさわしい後見人等による支援が受けられるよう多職種が連携し適正な制度利用を促進します。

エ 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

親族後見人、市民後見人、専門職後見人及び法人後見団体等の後見活動における日常的な相談窓口を設置するとともに、必要に応じて専門職団体と連携を図りながら支援します。

また、本人にとって身近な関係機関がチームとして関わり、日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握する仕組みづくりを推進します。

⑨ 障がい者虐待の防止

虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要です。

虐待を未然に防ぐため、人権の尊重や法令順守に関する普及・啓発に努めるとともに、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について、関係機関が連携したネットワークづくりやシステム体制の整備に努めます。

3 成果目標の設定

国の基本指針とこれまでの計画の実績や本市の実情を踏まえ、令和 8 年度末の成果目標を次のとおり設定します。

(1) 第 7 期障がい福祉計画の成果目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	○令和 4 年度末時点における施設入所者の 6%以上が令和 8 年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和 8 年度末の施設入所者数を、令和 4 年度末時点から 5%以上削減することを基本とする。
--------	---

岩手県が令和 5 年度に実施した県内各福祉施設における調査によると、本市で援護を実施している福祉施設入所者 36 人のうち、地域生活への移行を希望する者は 4 人でした。今後も地域移行が可能な施設入所者の把握に努めながら、本市においては 3 人の地域移行を目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和 4 年度末の施設入所者数	47 人	令和 4 年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	44 人	令和 8 年度末時点での施設入所者数
【目標値】 削減見込数	3 人	令和 8 年度末時点での削減見込数 (割合は、削減見込数を令和 4 年度末入所者数で除した値)
	6.38%	
【目標値】 地域移行者数	3 人	令和 4 年度の施設入所者数のうち、令和 8 年度末までに地域移行する者の数 (割合は、地域移行者数を令和 4 年度末施設入所者数で除した値)
	6.38%	

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和 8 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 ※複数市町村による共同設置可。
二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和 8 年度末までに圏域で協議の場を設置する。

③ 地域生活支援の充実

国の基本指針	○令和 8 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効率的な支援体制及び緊急時の連絡体制を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運営状況を検証及び検討することを基本とする。 ※複数市町村による共同整備可 ○令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和 8 年度末までに圏域で面的整備をする。

地域生活支援拠点等の整備については、二戸地域自立支援協議会行政担当部会やワーキングチームを設置して協議を行っています。二戸圏域においては、面的な整備として、障がい者の地域生活を支援する様々な資源を結びつけるネットワーク体制とし、令和 8 年度末までに拠点の整備及びその機能の充実を目指します。

また、強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズについて、令和 8 年度末までに把握を行います。

④ 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	○就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労へ移行する者が、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 ○就労移行支援事業からの一般就労移行者数は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。 ○就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上を目指す。 ○就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者数は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指す。
--------	--

	○就労定着支援の利用者数については、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。 ○就労定着支援事業の就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。
--	--

本市においては、令和 3 年度において就労移行支援事業利用者が 1 名、就労継続支援 B 型事業利用者が 2 名一般就労に移行しております。就業環境については働きたいと希望する障がい者はいるものの一般就労の場が不足しています。

このような状況を考慮し、令和 8 年度中に 7 人の障がい者が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目指します。

項 目	数 値	備 考
令和 3 年度の一般就労移行者数	3 人	令和 3 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和 8 年度の年間一般就労移行者数	7 人	令和 8 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (令和 3 年度実績の 2.3 倍)
令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数	0 人	令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数
【目標値】令和 8 年度の就労移行支援事業の利用者数	4 人	令和 8 年度において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】令和 8 年度の就労継続支援 A 型事業所からの一般就労移行者数	2 人	令和 8 年度における就労継続支援 A 型事業所から一般就労への移行する者の数
【目標値】令和 8 年度の就労継続支援 B 型事業所からの一般就労移行者数	3 人	令和 8 年度における就労継続支援 B 型事業所から一般就労へ移行する者の数
【目標値】就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	
【目標値】令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和 8 年度において就労定着支援事業を利用する者の数

【目標値】就労定着支援による支援開始 1 年後の就労定着率	70%	令和 8 年度における就労定着率（過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用修了者のうち雇用された通常の事業所に 3 年 5 か月以上 6 年未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合）
-------------------------------	-----	---

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
【目標値】	二戸圏域で既に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制として基幹相談支援センターを 2 事業所設置済みである。相談件数の増加や相談内容が多様化していることから、引き続き基幹相談支援センターと連携し地域の相談支援体制の強化に努める。 また、二戸地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を年 1 回以上実施する。

⑥ 障がい福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	令和 8 年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、地域の支援ニーズを把握するよう努める。 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有するほか、岩手県が実施する市町村職員向けの障がい福祉サービス等に係る各種研修に障がい福祉担当者 2 名を参加させることにより、二戸地域における障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに努める。

(2) 第3期障がい児福祉計画の成果目標

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村の少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和8年度末までに圏域で1か所設置する。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針	令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
【目標値】	二戸圏域で既に3事業所が実施済みであるが、地域の支援ニーズを把握し、事業所の確保に努める。

③ 難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保

国の基本指針	令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等を活用し、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進める。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、特別支援学校等と連携しながら難聴児支援のための中核機能を果たす体制整備確保に努める。

④ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。※圏域での設置可。
【目標値】	二戸圏域で児童発達支援事業所は1事業所、放課後等デイサービス事業所は7事業所が実施済みであるが、地域の支援ニーズを把握し、事業所の確保に努める。

⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置

国の基本指針	令和８年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、協議の場を設置済。 また、二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、令和８年度末までに圏域でコーディネーターを１人配置する。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ※再掲

国の基本指針	○令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
【目標値】	二戸圏域で既に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制として基幹相談支援センターを２事業所設置済みである。相談件数の増加や相談内容が多様化していることから、引き続き基幹相談支援センターと連携し地域の相談支援体制の強化に努める。

⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上 ※再掲

国の基本指針	令和８年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、地域の支援ニーズを把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに努める。

4 障がい福祉サービス等の見込み

(1) サービス見込み量算出の基本的な考え方

障がい福祉サービスの見込み量算出にあたっては、第6期計画の進捗状況やサービス利用の実績並びに新たなサービス対象者等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて次の事項を基本として設定することとします。

- ① 本市が援護の実施者となる施設入所者や精神科病院入院患者で地域移行を希望する者が移行するために必要となるサービス量については、岩手県で実施する地域移行希望調査を基に必要量を上乘せします。
- ② 特別支援学校卒業に伴いサービスを利用する者については、今後の卒業者のサービス利用の希望調査や、今までの利用状況から勘案し必要量を上乘せします。
- ③ その他今後見込まれるサービスの増減や、新たに提供されるサービスについては、これまでのサービスの利用状況や地域の実情から勘案し設定します。

(2) 障がい福祉サービス等の見込量

① 訪問系サービス

種 類	内 容
居宅介護	ヘルパーが家を訪問して、食事・入浴・排泄等の支援をします。
重度訪問介護	身体に重い障がいがある人に、ヘルパーが家を訪問して、食事・入浴・排泄・外出時の支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、異動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、一人での行動が困難で常に介護が必要な人に、ヘルパーが安心して外出し活動できるよう支援をします。
重度障害者等 包括支援	重い障がいがある人が、居宅介護など生活するのに必要なサービスを組み合わせて快適に過ごせるよう支援をします。

【第 7 期計画の 1 か月当たりの見込量】

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅会議	実人数（人）	45	46	47
	サービス量（時間）	450	460	470
重度訪問介護	実人数（人）	0	1	1
	サービス量（時間）	0	5	5
同行援護	実人数（人）	2	3	4
	サービス量（時間）	35	51	67
行動援護	実人数（人）	2	3	4
	サービス量（時間）	4	6	8
重度障害者等 包括支援	実人数（人）	0	0	0
	サービス量（時間）	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

サービス提供事業所は市内に 2 事業所、また市外の事業所を利用する方もいます。障がいのある方が、地域で安心して暮らすためには、居宅介護をはじめとした訪問系サービスの利用が重要となります。障がい者のニーズに適切に応えられるサービス提供体制を充実させるため、ヘルパーの確保やサービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。

② 日中活動系サービス

種 類	内 容
生活介護	日中、介護が必要な人に食事・入浴の介助や創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間リハビリテーションを行います。
自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間食事や家事等、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援（新規）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 (A 型)	一般就労が困難な人に、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに能力向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B 型)	一般就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに能力向上のため必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人の生活面の課題に対応できるよう、相談や関係機関との連絡調整等、課題解決に必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合、短期間、施設において食事、入浴、排泄等の支援を行います。

【第 7 期計画の 1 か月当りの見込量】

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	実人数 (人)	117	118	119
	利用量 (人日分)	2, 223	2, 242	2, 261
自立訓練 (機能訓練)	実人数 (人)	1	1	1
	利用量 (人日分)	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	実人数 (人)	2	2	2
	利用量 (人日分)	38	38	38
就労選択支援	実人数 (人)	－	1	1
就労移行支援	実人数 (人)	2	3	4
	利用量 (人日分)	40	60	80
就労継続支援 (A 型)	実人数 (人)	10	11	12
	利用量 (人日分)	200	220	240
就労継続支援 (B 型)	実人数 (人)	185	186	187
	利用量 (人日分)	3, 700	3, 720	3, 740
就労定着支援	実人数 (人)	1	1	2
療養介護	実人数 (人)	3	3	3
短期入所 (福祉型)	実人数 (人)	13	14	15
	利用量 (人日分)	91	98	105
短期入所 (医療型)	実人数 (人)	1	1	1
	利用量 (人日分)	7	7	7

※「人日分」とは、「月間実利用人数」に「1 人 1 か月当りの平均利用日数」を乗じて

得たサービス量をいいます。

【見込量確保のための方策】

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択できるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となっています。今後もサービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応できるよう体制整備の充実を図ります。また、新規のサービスの啓発や利用促進に努めるとともに、実施事業者の確保に努めます。

③ 居住系サービス

種 類	内 容
自立生活援助	施設やグループホーム等から地域で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問や必要な助言、医療関係等との連絡調整等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う居住で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、食事・入浴・排泄等の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制整備を行います。

【第7期計画の1か月当りの見込量】

サービス名	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人数(人)	3	4	5
共同生活援助 (グループホーム)	実人数(人)	79	80	81
施設入所支援	実人数(人)	46	45	44
地域生活支援拠点等	箇所	2	2	3
	検討回数(回)	1	1	2

【見込量確保のための方策】

今後の入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるためには、グループホーム等の居住の場が必要となるため、今後の地域移行を把握し、適切なサービス提供に努めます。

また、事業者によるグループホーム等の新規参入を促進し、居住の場を確保するとともに、事業所へ適切な情報提供を行いながら、必要な実施体制の確保に努めます。

④ 相談支援

種 類	内 容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。

【第 7 期計画の 1 か月当りの見込量】

サービス名	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	実人数（人）	78	79	80
地域移行支援	実人数（人）	1	1	1
地域定着支援	実人数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

サービス利用者や、入所施設・病院等から地域移行する人の状況等を把握し、サービス利用計画の作成をより促進させるために関係機関との連携を図ります。また相談支援体制の充実を図るために、地域自立支援協議会を通して課題の共有や支援体制の整備に努めます。

⑤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第 7 期計画の 1 か年当りの見込量】

項 目	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	回数（回）	1	1	1
	参加人数（人）	15	15	16
	目標設定、評価の実施回数	1	1	1

精神障がい者の地域移行支援の利用者数	実人数（人）	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	実人数（人）	1	1	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	実人数（人）	30	31	32
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	実人数（人）	1	1	2
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	実人数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、地域の支援ニーズを把握し、精神障がいのある方の積極的な障がい福祉サービス利用を推進するための取り組みに努めます。

⑥ ピアサポートの活動への参加

項 目	内 容
ピアサポートの活動	同じような共通項と対等性をもつ人同士で、お互いの経験を伝えあう機会・場を提供します。

【第7期計画の1か月当りの見込量】

サービス名	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート活動への参加人数	実人数（人）	0	0	1

【見込量確保のための方策】

地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、障がい者本人が参加しやすい活動の場の提供に努めます。

(3) 障がい児通所支援等の見込量

第２期障がい児福祉計画において設定したサービス見込量の実績を踏まえ、今後も障がいのある子どもにとって必要な療育が受けられるようサービス見込量を設定し、障がい児支援の提供体制の確保に努めます。

種 類	内 容
児童発達支援	就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練やその他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもが集団生活に適應できるよう、その本人や当該施設のスタッフに対し専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する子どもに、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	人工呼吸器等を使用し、医療的ケアが必要な障がい児が、地域で安心して暮らすことを支えるため、支援を総合的に調整する職員を配置します。
ペアレントプログラムの実施	育児に不安がある保護者等を地域の支援者が効率的に支援できるようグループプログラムを実施します。
ペアレントメンターの養成	発達障がいのある子どもを育ててきた経験を活かし、専門家とは違った視点で、「同じ立場の保護者による保護者（家族）支援」をする人材を養成します。

【第 2 期障がい児福祉計画の 1 か月当りの見込量】

サービス名	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	実人数(人)	14	15	17
	サービス量 (人日分)	69	74	83
放課後等デイサービス	実人数(人)	61	62	63
	サービス量 (人日分)	732	744	756
保育所等訪問支援	実人数(人)	13	14	15
	サービス量 (人日分)	26	28	30
居宅訪問型児童発達支援	実人数(人)	0	0	1
	サービス量 (人日分)	0	0	1
障害児相談支援	実人数(人)	15	16	17
医療的ケア児支援調整 コーディネーターの配置	配置人数	0	0	1
ペアレントプログラムの 実施	受講者数	0	0	1
	実施者数	0	0	1
ペアレントメンターの養成	養成人数	0	0	1

【見込量確保のための方策】

二戸圏域の障がい児支援に関わる機関と連携を図りながら、本人及びその家族のニーズに応じた専門的な療育が受けられるよう、サービスの確保と提供に努めます。

5 地域生活支援事業の見込み

(1) 事業の目的及び内容

障がい者が地域において、自立した生活ができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施できる事業として地域生活支援事業が創設されました。

障がい者の地域生活を支援するために柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し障がい者の福祉増進を図るとともに、障がいの有無、種別、程度にかかわらず、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルで安心して暮らせる地域社会の実現に向け、次の事業を実施します。

《必須事業》

種類	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための費用負担が困難な知的障がい者・精神障がい者のため、費用の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語障がい、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者の、自立した生活を支援できるよう手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	野外での移動が困難な方に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。

《任意事業》

種類	内容
日常生活支援事業 (訪問入浴サービス)	入浴が困難な障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な方に対し、日中の活動の場を提供します。
自動車改造助成事業	身体障がい者の社会参加促進のため、自動車改造についての助成を行います。

(2) 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

【第7期計画の見込み】

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
イ基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援センター	実施の有無	無	無	無
(2) 成年後見制度利用支援事業	実人数/年	2	2	2
(3) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(4) 意思疎通支援事業	実人数/年	1	1	2
(5) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	2	2
②自立生活支援用具	給付件数/年	3	3	3
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	3	4	4
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	3	3	3
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	750	750	750
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数/年	1	2	2
(6) 手話奉仕員養成研修事業	実人数/年	7	7	7
(7) 移動支援事業	実人数/年	30	30	30
	延べ利用時間/年	750	750	750

(8) 地域活動支援センター				
自市町村分	実施箇所数	3	3	3
	実人数/年	35	35	35
他市町村分	実施箇所数	2	2	2
	実人数/年	2	2	2
(9) その他の事業				
日常生活支援事業	実施事業数	1	1	1
日中一時支援事業	実施箇所数	2	2	2
	実人数/年	15	15	15
自動車改造助成事業	実人数/年	2	2	2

【見込み量確保のための方策】

(1) 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援を行います。また、相談支援専門員が不足していることから、相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携を図り、ニーズに応じた相談支援の充実に努めます。

さらに、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため、二戸地域自立支援協議会の場において、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

これまで身寄りがなく所得の少ない障がい者なども成年後見制度を利用できるよう、平成18年度から市長による制度の申立て、利用に関する経費の一部助成など支援事業を行い、令和3年度からは身寄りはあるが所得が少ない障がい者も支援できるよう、事業の対象者を拡充してまいりました。制度の周知徹底に努め、障がい者の権利擁護に努めます。

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

二戸圏域で設置されている、NPO 法人カシオペア権利擁護支援センターの安定的な後見活動や市民後見人の活用を含めた法人活動を支援するために、関係機関との連携強化を図ります。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語障害、音声機能、その他障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障の

ある障がい者等に手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施しています。岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ派遣業務を委託し、利用希望に円滑に対応できるようにしていきます。

(5) 日常生活用具給付事業

重度障がい者等に対して、日常生活の便宜を図り、快適な生活を営むことができるように日常生活用具の給付または貸与を行います。また、住宅の段差解消等のための住宅改修事業を行います。今後も対象用具の追加など利用者の要望等を踏まえ、見直しを適切に行っていきます。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障のある障がい者の、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手話奉仕員の養成研修を行います。

(7) 移動支援事業

野外での移動が困難な障がい者等について、地域での自立生活や社会参加のための外出の際に、移動を支援します。そのため、移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障がい者の移動支援を行います。

(8) 地域活動支援センター

地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図るとともに、障がい者の地域生活を支援します。利用者は横ばいで推移しており、今後も利用者の増加を図る取組を行いながら実施します。

(9) その他の事業

・日常生活支援事業

在宅で入浴が困難な障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。

・日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している者が疾病その他の理由で介護できない場合、施設での介護が必要な障がい者等に日中の間施設での介護等の供与を行います。

・自動車改造助成事業

身体障がい者の社会参加促進のため、自動車改造についての助成を行います。

6 計画の推進体制

(1) 関係機関・住民・関係団体等の連携と協働

計画の策定にあたっては、庁内関係課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

また、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を図ります。

また、広域的なサービス調整やサービスの基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、二戸地域自立支援協議会において関係機関との連携を図ります。

(2) 障がい福祉計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の 2 においては、計画を定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとその他必要な措置を講ずることとされています。

計画に基づき施策の実現が図られるよう、事業の各年度の達成状況を調査し、進行管理を行うとともに、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

資 料

- 1 二戸市障害者福祉計画策定委員会要綱
- 2 二戸市障害者福祉計画策定委員会委員名簿
- 3 地域（二戸広域圏）の障害福祉サービス事業所設置状況

1 二戸市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 二戸市の障害者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項について意見を求めるため、二戸市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の推薦者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

2 二戸市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

職 名	委員氏名	所 属
委 員 長	鈴 木 彰	一般社団法人二戸医師会 裁定委員
副委員長	南 谷 敏 夫	二戸市手をつなぐ育成会 会長
委 員	高 橋 美佐子	二戸市社会福祉協議会 事務局長
〃	新 毛 誠 一	二戸市民生委員児童委員協議会 副会長
〃	永 野 貴 志	二戸地域自立支援協議会 事務局
〃	佐 藤 勝 江	二戸市身体障がい者協会 副会長
〃	明 内 孝 吉	二戸視覚障害者福祉協会 会計理事
〃	工 藤 美希子	県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター 主幹兼福祉課長
〃	東 進	岩手県二戸保健所 保健課長
〃	小野寺 一 成	二戸公共職業安定所 所長
〃	生 内 雅 史	二戸市健康福祉部 部長
〃	高 村 祐美子	市民公募

3 地域（二戸広域圏）の障害福祉サービス事業所設置状況

（令和5年4月現在）

	事業所数				
	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町	合計
居宅介護	3	3	1	4	11
重度訪問介護	3	3	1	2	9
行動援護	1			1	2
同行援護	1			1	2
短期入所	2	1		7	10
生活介護	4	2		12	18
施設入所支援	1	1		6	8
就労移行支援					
就労継続支援A型				2	2
就労継続支援B型	7	1		5	13
就労定着支援				1	1
共同生活援助	4		1	5	10
自立生活援助		1		1	2
計画相談支援	3	1		2	6
児童発達支援	1			1	2
放課後等デイサービス	7			1	8
保育所等訪問支援	3			1	4
障がい児入所施設				1	1
合 計	40	13	3	53	109